

2023年10月2日

各位

管理会社名 日興アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
問合せ先 E T F ビジネス開発部 花村 憲治
(TEL. 03-6447-6449)

投資信託約款の一部変更に関するお知らせ

当社は、下記の対象E T Fおよび投資対象ファンド（詳細は次頁参照）に係る投資信託約款の変更を決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容およびその理由

対象E T Fおよび投資対象ファンドについて、以下いずれかの通り、各信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

＜約款変更の内容＞

①デリバティブ取引および外国為替予約取引の利用目的明確化

新N I S A制度における成長投資枠の要件に適合させるため、当該ファンドにて行なうデリバティブ取引および外国為替予約取引の利用目的を明確化するべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

②ファンド・オブ・ファンズ形式のE T Fにおけるデリバティブ取引の利用目的明確化

新N I S A制度における成長投資枠の要件に適合させるため、投資対象ファンドにて行なうデリバティブ取引の利用目的を明確化するべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

※各投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙をご参照ください。

2. 日程

内閣総理大臣への届出日 : 2023年10月6日（予定）

変更日 : 次頁参照

3. 書面決議の手続き等

今回の約款変更は当該投資信託の商品としての基本的な性格には何ら影響を与えるものではなく、「その変更の内容が重大なもの」には該当しないため、書面決議等の対応は行ないません。

●対象ETFおよび投資対象ファンドと変更内容の一覧

対象ETF					約款変更を行なう投資対象ファンド
銘柄コード	ファンド名	変更日	変更①	変更②	ファンド名
1486	上場インデックスファンド 米国債券（為替ヘッジなし）	2023年10月11日		●	米国債券インデックスファンド・為替ヘッジなし（適格機関投資家向け） マネー・アカウント・マザーファンド
1487	上場インデックスファンド 米国債券（為替ヘッジあり）	2023年10月11日		●	米国債券インデックスファンド・為替ヘッジあり（適格機関投資家向け） マネー・アカウント・マザーファンド
1555	上場インデックスファンド 豪州リート（S&P/ASX200 A-REIT）	2023年10月11日		●	豪州REITインデックスファンド（適格機関投資家向け） マネー・アカウント・マザーファンド
1566	上場インデックスファンド 新興国債券	2023年10月11日		●	自国通貨建て新興市場国債インデックスファンド（適格機関投資家向け） マネー・アカウント・マザーファンド
1495	上場インデックスファンド アジアリート	2023年10月21日	●		
1547	上場インデックスファンド 米国株式（S&P500）	2023年10月21日		●	マネー・アカウント・マザーファンド
1554	上場インデックスファンド 世界株式（MSCI ACWI）除く日本	2023年10月21日		●	マネー・アカウント・マザーファンド
1680	上場インデックスファンド 海外先進国株式（MSCI-KOKUSAI）	2023年10月21日		●	マネー・アカウント・マザーファンド
1681	上場インデックスファンド 海外新興国株式（MSCI Eマージング）	2023年10月21日		●	マネー・アカウント・マザーファンド
2521	上場インデックスファンド 米国株式（S&P500）為替ヘッジあり	2023年10月21日		●	マネー・アカウント・マザーファンド
1322	上場インデックスファンド 中国A株（パンダ）E Fund CSI300	2023年10月21日		●	CSI300インデックスファンド（適格機関投資家向け） 中国A株CSI300インデックスマザーファンド ※ マネー・オープン・マザーファンド
2843	上場インデックスファンド 豪州国債（為替ヘッジあり）	2023年11月11日		●	豪州国債インデックスファンド・為替ヘッジあり（適格機関投資家向け） マネー・アカウント・マザーファンド
2844	上場インデックスファンド 豪州国債（為替ヘッジなし）	2023年11月11日		●	豪州国債インデックスファンド・為替ヘッジなし（適格機関投資家向け） マネー・アカウント・マザーファンド
2861	上場インデックスファンド フランス国債（為替ヘッジなし）	2023年11月11日		●	フランス国債インデックスファンド・為替ヘッジなし（適格機関投資家向け） マネー・アカウント・マザーファンド
2862	上場インデックスファンド フランス国債（為替ヘッジあり）	2023年11月11日		●	フランス国債インデックスファンド・為替ヘッジあり（適格機関投資家向け） マネー・アカウント・マザーファンド

※中国A株CSI300インデックスマザーファンドは、CSI300インデックスファンド（適格機関投資家向け）の投資対象マザーファンドとなります。

別紙. 各投資信託約款の新旧対照表

以上

(別紙)

追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国債券（為替ヘッジなし）	約款	第21条
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国債券（為替ヘッジあり）	約款	

約款の新旧対照表

新	旧
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図および有価証券の空売りの指図は行ないません。また、投資対象とする投資信託証券におけるデリバティブ取引の利用は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的に限ります。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～5. (同 左)</p> <p>6. 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図および有価証券の空売りの指図は行ないません。</p> <p>(同 左)</p>

追加型証券投資信託	米国債券インデックスファンド・為替ヘッジなし（適格機関投資家向け）	付表
約款		第22条
		第23条
		第24条
		第29条

約款の新旧対照表

新	旧
<p>運用方法</p> <p>(1)投資対象 (略)</p> <p>(2)投資態度</p> <p>主として、米国の債券に投資し、S&P 米国債7-10年指数 (TTM、円建て) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、S&P 米国債7-10年指数 (TTM、円建て) に採用されていない債券についても、国際機関債など信用力が相対的に高い債券に投資を行なう場合があります。また、S&P 米国債7-10年指数 (TTM、円建て) に採用されている債券の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券に投資する場合があります。</p>	<p>運用方法</p> <p>(1)投資対象 (同 左)</p> <p>(2)投資態度</p> <p>主として、米国の債券に投資し、S&P 米国債7-10年指数 (TTM、円建て) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、S&P 米国債7-10年指数 (TTM、円建て) に採用されていない債券についても、国際機関債など信用力が相対的に高い債券に投資を行なう場合があります。また、S&P 米国債7-10年指数 (TTM、円建て) に採用されている債券の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券に投資する場合があります。</p>

<p>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、債券先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>	<p>運用の効率化をはかるため、債券先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>
<p>運用制限 (1)～(3) (略)</p> <p>(4)デリバティブ取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、約款第22条、第23条および第24条の範囲で行ないます。</p> <p>(5)外国為替の売買の予約取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、約款第29条の範囲で行ないます。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>運用制限 (1)～(3) (同 左)</p> <p>(4)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第29条の範囲で行ないます。</p> <p>(5) (同 左)</p>
<p>(先物取引等の運用指図) 第22条</p> <p>①委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>(先物取引等の運用指図) 第22条</p> <p>①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>

<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第23条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引</u>（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④（略）</p>	<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第23条</p> <p>①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引</u>（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（略）</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(外国為替予約の指図)</p> <p>第29条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～③（略）</p>	<p>(外国為替予約の指図)</p> <p>第29条</p> <p>①委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～③（同 左）</p>

追加型証券投資信託 米国債券インデックスファンド・為替ヘッジあり（適格機関投資家向け）
約款

付表
第22条
第23条
第24条
第29条

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>運 用 方 法</p> <p>(1)投資対象 (略)</p> <p>(2)投資態度 主として、米国の債券に投資し、S&P 米国債7-10年指数 (TTM、円建て、円ヘッジ) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、S&P 米国債7-10年指数 (TTM、円建て、円ヘッジ) に採用されてい</p>	<p>運 用 方 法</p> <p>(1)投資対象 (同 左)</p> <p>(2)投資態度 主として、米国の債券に投資し、S&P 米国債7-10年指数 (TTM、円建て、円ヘッジ) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、S&P 米国債7-10年指数 (TTM、円建て、円ヘッジ) に採用されてい</p>

<p>ない債券についても、国際機関債など信用力が相対的に高い債券に投資を行なう場合があります。また、S&P米国債7-10年指数（TTM、円建て、円ヘッジ）に採用されている債券の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券に投資する場合があります。</p> <p><u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、債券先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。</u>このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として対円での為替ヘッジを行ないます。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>運 用 制 限 (1)～(3) (略) (4)デリバティブ取引の指図は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、約款第22条、第23条および第24条の範囲で行ないます。</u> (5)外国為替の売買の予約取引の指図は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、約款第29条の範囲で行ないます。</u> (6) (略)</p>	<p>ない債券についても、国際機関債など信用力が相対的に高い債券に投資を行なう場合があります。また、S&P米国債7-10年指数（TTM、円建て、円ヘッジ）に採用されている債券の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券に投資する場合があります。</p> <p><u>運用の効率化をはかるため、債券先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。</u>このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として対円での為替ヘッジを行ないます。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>運 用 制 限 (1)～(3) (同 左)</p> <p>(4)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第29条の範囲で行ないます。 (5) (同 左)</p>
<p>(先物取引等の運用指図) 第22条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）</u>ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。 ②委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p>	<p>(先物取引等の運用指図) 第22条 ①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。 ②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p>

<p>③委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p>	<p>③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>(スワップ取引の運用指図) 第23条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（略）</p>	<p>(スワップ取引の運用指図) 第23条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第24条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（略）</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第24条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(外国為替予約の指図) 第29条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～③（略）</p>	<p>(外国為替予約の指図) 第29条 ①委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～③（同 左）</p>

証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド 約款

付表
第16条
第17条
第18条

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>運用制限 (1)～(2)（略） (3)デリバティブ取引の指図は、投資対象資産を保有し</p>	<p>運用制限 (1)～(2)（同 左）</p>

<p><u>た場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、約款第16条、第17条および第18条の範囲で行ないます。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>(3) (同 左)</p>
<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第16条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</u> なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p>	<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第16条</p> <p>①委託者は、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、わが国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第17条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④ (略)</p>	<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第17条</p> <p>①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④ (同 左)</p>
<p>(金利先渡取引の運用指図)</p> <p>第18条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④ (略)</p>	<p>(金利先渡取引の運用指図)</p> <p>第18条</p> <p>①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④ (同 左)</p>

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
(運用の基本方針) 第21条 ①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。 1. ～6. (略) 7. 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図および有価証券の空売りの指図は行ないません。また、 <u>投資対象とする投資信託証券におけるデリバティブ取引の利用は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的に限ります。</u> (以下略)	(運用の基本方針) 第21条 ①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。 1. ～6. (同 左) 7. 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図および有価証券の空売りの指図は行ないません。 (同 左)

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
運 用 方 法 (1)投資対象 (略) (2)投資態度 主として、オーストラリア証券取引所上場の不動産投資信託証券に投資し、円換算したS&P/ASX200 A-REIT指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、 <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、円換算したS&P/ASX200 A-REIT指数への連動率を向上させるため、資金動向に応じて不動産投信指数先物取引に係る権利に投資する場合があります。また、ファンドの状況や投資環境に応じて、S&P/ASX200 A-REIT指数に採用されている不動産投資信託証券の一部または全部の値動きに連動を</u>	運 用 方 法 (1)投資対象 (略) (2)投資態度 主として、オーストラリア証券取引所上場の不動産投資信託証券に投資し、円換算したS&P/ASX200 A-REIT指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、円換算したS&P/ASX200 A-REIT指数への連動率を向上させるため、資金動向に応じて不動産投信指数先物取引に係る権利に投資する場合があります。また、ファンドの状況や投資環境に応じて、S&P/ASX200 A-REIT指数に採用されている不動産投資信託証券の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券等に投資する場合があります。

<p>指す上場投資信託証券等に投資する場合があります。</p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>	<p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>
<p>運用制限</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>デリバティブ取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、約款第22条、第23条および第24条の範囲で行ないます。</u></p> <p>(5) <u>外国為替の売買の予約取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、約款第29条の範囲で行ないます。</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>運用制限</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p>(4) 外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第29条の範囲で行ないます。</p> <p>(5) (同 左)</p>
<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第22条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）</u>ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>③委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p>	<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第22条</p> <p>①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第23条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元</u></p>	<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第23条</p> <p>①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u></p>

本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。	を行なうことの指図をすることができます。
②～④（略）	②～④（同 左）
（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図） 第24条 ①委託者は、 <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u>	（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図） 第24条 ①委託者は、 <u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u>
②～④（略）	②～④（同 左）
（外国為替予約の指図） 第29条 ①委託者は、 <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u>	（外国為替予約の指図） 第29条 ①委託者は、 <u>信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u>
②～③（略）	②～③（同 左）

追加型証券投資信託 自国通貨建て新興市場国債インデックスファンド（適格機関投資家向け）
約款

付表
第22条
第23条
第24条
第29条

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
運 用 方 法 (1)投資対象 (略) (2)投資態度 主として、新興国の現地通貨建て債券に投資し、円換算したブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスの動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスに採用されていない債券についても、国際機関債など信用力が相対的に高い債券に投資を行なう場合があります。また、ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスに採用されている債券の一部または全部の値動きに連動を目	運 用 方 法 (1)投資対象 (同 左) (2)投資態度 主として、新興国の現地通貨建て債券に投資し、円換算したブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスの動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスに採用されていない債券についても、国際機関債など信用力が相対的に高い債券に投資を行なう場合があります。また、ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスに採用されている債券の一部または全部の値動きに連動を目

<p>指す上場投資信託証券に投資する場合があります。 <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、債券先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。</u>このため、債券の組入れ総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>運 用 制 限 (1)～(3) (略) (4)デリバティブ取引の指図は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、約款第22条、第23条および第24条の範囲で行ないます。</u> (5)外国為替の売買の予約取引の指図は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、約款第29条の範囲で行ないます。</u> (6) (略)</p>	<p>指す上場投資信託証券に投資する場合があります。 <u>運用の効率化を図るため、債券先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。</u>このため、債券の組入れ総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>運 用 制 限 (1)～(3) (同 左)</p> <p>(4)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第29条の範囲で行ないます。 (5) (同 左)</p>
<p>(先物取引等の運用指図) 第22条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）</u>ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ）。</p> <p>②委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>③委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行</u></p>	<p>(先物取引等の運用指図) 第22条 ①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ）。</p> <p>②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>

<p>なうことの指図をすることができます。</p>	
<p>(スワップ取引の運用指図) 第23条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引</u>（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。 ②～④（略）</p>	<p>(スワップ取引の運用指図) 第23条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引</u>（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。 ②～④（同 左）</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第24条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u> ②～④（略）</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第24条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u> ②～④（同 左）</p>
<p>(外国為替予約の指図) 第29条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u> ②～③（略）</p>	<p>(外国為替予約の指図) 第29条 ①委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u> ②～③（同 左）</p>

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため</u>、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ）。</p> <p>②委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため</u>、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため</u>、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ）。</p> <p>②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第25条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため</u>、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④（略）</p>	<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第25条</p> <p>①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため</u>、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p>

<p>第26条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため</u>、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④（略）</p>	<p>第26条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図を</u>することができます。</p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>（外国為替予約の指図） 第31条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため</u>、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</p> <p>②～③（略）</p>	<p>（外国為替予約の指図） 第31条 ①委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を</u>することができます。</p> <p>②～③（同 左）</p>

追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国株式 (S&P500)	約款	第21条
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド世界株式 (MSCI ACWI) 除く日本	約款	
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド海外先進国株式 (MSCI-KOKUSAI)	約款	
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド海外新興国株式 (MSCIエマージング)	約款	

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
(運用の基本方針) 第21条 ①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。 1. ～6. (略) 7. 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図および有価証券の空売りの指図は行ないません。また、 <u>投資対象とする投資信託証券におけるデリバティブ取引の利用は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的に限ります。</u> (以下略)	(運用の基本方針) 第21条 ①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。 1. ～6. (同 左) 7. 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図および有価証券の空売りの指図は行ないません。 (同 左)

追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国株式 (S&P500) 為替ヘッジあり	約款	第21条
-----------	-----------------------------------	----	------

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
(運用の基本方針) 第21条 ①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。 1. ～5. (略) 6. 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図および有価証券の空売りの指図は行ないません。また、 <u>投資対象とする投資信託証券におけるデリバティブ取引の利用は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的に限ります。</u> (以下略)	(運用の基本方針) 第21条 ①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。 1. ～5. (同 左) 6. 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図および有価証券の空売りの指図は行ないません。 (同 左)

約款の新旧対照表

新	旧
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第20条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1.～6. (略)</p> <p>7. 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付および空売りの指図は行ないません。また、<u>投資対象とする投資信託証券におけるデリバティブ取引の利用は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的に限ります。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第20条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1.～6. (同 左)</p> <p>7. 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付および空売りの指図は行ないません。</p> <p>(同 左)</p>

約款の新旧対照表

新	旧
<p>運用制限</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)<u>デリバティブ取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、約款第22条、第23条および第24条の範囲で行ないます。</u></p> <p>(5) <u>外国為替の売買の予約取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、約款第29条の範囲で行ないます。</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>運用制限</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p>(4) 外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第29条の範囲で行ないます。</p> <p>(5) (同 左)</p>
<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第22条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する</u></p>	<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第22条</p> <p>①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに</p>

<p>目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p>	<p>掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p>
<p>②委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p>	<p>②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>③委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p>	<p>③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>（スワップ取引の運用指図） 第23条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u>を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>（スワップ取引の運用指図） 第23条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u>を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>②～④（略）</p>	<p>②～④（同 左）</p>
<p>（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図） 第24条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p>	<p>（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図） 第24条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p>
<p>②～④（略）</p>	<p>②～④（同 左）</p>
<p>（外国為替予約の指図） 第29条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p>	<p>（外国為替予約の指図） 第29条 ①委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p>
<p>②～④（略）</p>	<p>②～④（同 左）</p>

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>運 用 方 法</p> <p>(1)投資対象 (略)</p> <p>(2)投資態度 主として、中国の金融商品取引所に上場されている外国投資信託 E Fund CSI300 ETF 人民元建受益証券に投資を行ない、円換算したCSI300指数に連動する投資成果を目指します。対象指数への連動性を維持する上で有用と判断される場合には、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、株価指数先物取引（CSI300指数を対象とするものに限りません。）</u>を活用する場合があります。</p> <p>上場投資信託証券の組入比率は高位を保つことを原則としますが、資金動向等によっては組入率を引き下げることがあります。なお、中国における決済制度上の制約ならびに市場流動性等によって、指数への連動性が低下する場合があります。また、外国投資信託 E Fund CSI300 ETF 人民元建受益証券への投資が出来なくなる場合には、他の上場投資信託証券もしくは中国企業の人民元建株式に投資する場合があります。</p> <p>外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。</p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>運 用 制 限</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)<u>デリバティブ取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、約款第18条、第19条および第20条の範囲で行ないます。</u></p> <p>(5)<u>外国為替の売買の予約取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、約款第25条の範囲で行ないます。</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>運 用 方 法</p> <p>(1)投資対象 (同 左)</p> <p>(2)投資態度 主として、中国の金融商品取引所に上場されている外国投資信託 E Fund CSI300 ETF 人民元建受益証券に投資を行ない、円換算したCSI300指数に連動する投資成果を目指します。対象指数への連動性を維持する上で有用と判断される場合には、<u>運用の効率化および流動性の確保を図るため、株価指数先物取引（CSI300指数を対象とするものに限りません。）</u>を活用する場合があります。</p> <p>上場投資信託証券の組入比率は高位を保つことを原則としますが、資金動向等によっては組入率を引き下げることがあります。なお、中国における決済制度上の制約ならびに市場流動性等によって、指数への連動性が低下する場合があります。また、外国投資信託 E Fund CSI300 ETF 人民元建受益証券への投資が出来なくなる場合には、他の上場投資信託証券もしくは中国企業の人民元建株式に投資する場合があります。</p> <p>外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。</p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>運 用 制 限</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p>(4)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第25条の範囲で行ないます。</p> <p>(5) (同 左)</p>

<p>(先物取引等の運用指図) 第18条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）</u>ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうこと</u>の指図をすることができます。</p> <p>③委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうこと</u>の指図をすることができます。</p>	<p>(先物取引等の運用指図) 第18条</p> <p>①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>(スワップ取引の運用指図) 第19条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u>を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④（略）</p>	<p>(スワップ取引の運用指図) 第19条</p> <p>①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u>を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第20条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうこと</u>の指図をすることができます。</p> <p>②～④（略）</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第20条</p> <p>①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうこと</u>の指図をすることができます。</p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(外国為替予約の指図および範囲) 第25条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する</u></p>	<p>(外国為替予約の指図および範囲) 第25条</p> <p>①委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を</u>することができま</p>

目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができません。	す。
②～③ (略)	②～③ (同 左)

証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 約款

付表
第14条
第15条
第16条

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>運用制限 (1)～(2) (略)</p> <p>(3)デリバティブ取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、約款第14条、第15条および第16条の範囲で行ないます。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>運用制限 (1)～(2) (同 左)</p> <p>(3) (同 左)</p>
<p>(先物取引等の運用指図) 第14条 ①委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>(先物取引等の運用指図) 第14条 ①委託者は、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、わが国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>

<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第15条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引</u> (以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④ (略)</p>	<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第15条</p> <p>①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引</u> (以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④ (同 左)</p>
<p>(金利先渡取引の運用指図)</p> <p>第16条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④ (略)</p>	<p>(金利先渡取引の運用指図)</p> <p>第16条</p> <p>①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④ (同 左)</p>

追加型証券投資信託	上場インデックスファンド豪州国債（為替ヘッジあり）	約款	第21条
追加型証券投資信託	上場インデックスファンド豪州国債（為替ヘッジなし）	約款	
追加型証券投資信託	上場インデックスファンドフランス国債（為替ヘッジなし）	約款	
追加型証券投資信託	上場インデックスファンドフランス国債（為替ヘッジあり）	約款	

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>（運用の基本方針）</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～5. （略）</p> <p>6. 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図および有価証券の空売りの指図は行ないません。また、<u>投資対象とする投資信託証券におけるデリバティブ取引の利用は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的に限ります。</u></p> <p>（以下略）</p>	<p>（運用の基本方針）</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～5. （同 左）</p> <p>6. 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図および有価証券の空売りの指図は行ないません。</p> <p>（同 左）</p>

追加型証券投資信託	豪州国債インデックスファンド・為替ヘッジあり（適格機関投資家向け）	付表
	約款	第22条
		第23条
		第24条
		第29条

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>運 用 方 法</p> <p>(1)投資対象 （略）</p> <p>(2)投資態度</p> <p>主として、オーストラリアの国債に投資し、ブルームバーグ豪州国債（7-10年）インデックス（為替ヘッジあり、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、ブルームバーグ豪州国債（7-10年）インデックス（為替ヘッジあり、円ベース）に採用されていない債券についても、国際機関債など信用力が相対的に高い債券に投資を行なう場合が</p>	<p>運 用 方 法</p> <p>(1)投資対象 （同 左）</p> <p>(2)投資態度</p> <p>主として、オーストラリアの国債に投資し、ブルームバーグ豪州国債（7-10年）インデックス（為替ヘッジあり、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、ブルームバーグ豪州国債（7-10年）インデックス（為替ヘッジあり、円ベース）に採用されていない債券についても、国際機関債など信用力が相対的に高い債券に投資を行なう場合が</p>

<p>あります。また、ブルームバーグ豪州国債（7-10年）インデックス（為替ヘッジあり、円ベース）に採用されている債券の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券に投資する場合があります。</p> <p><u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、債券先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。</u>このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>運用制限 (1)～(3) (略) (4)デリバティブ取引の指図は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、約款第22条、第23条および第24条の範囲で行いません。</u></p> <p>(5)外国為替の売買の予約取引の指図は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、約款第29条の範囲で行いません。</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>あります。また、ブルームバーグ豪州国債（7-10年）インデックス（為替ヘッジあり、円ベース）に採用されている債券の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券に投資する場合があります。</p> <p><u>運用の効率化をはかるため、債券先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。</u>このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>運用制限 (1)～(3) (同 左)</p> <p>(4)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第29条の範囲で行いません。</p> <p>(5) (同 左)</p>
<p>(先物取引等の運用指図) 第22条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）</u>ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうこと</u>の指図をすることができます。</p>	<p>(先物取引等の運用指図) 第22条 ①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p>

<p>③委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p>	<p>③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>(スワップ取引の運用指図) 第23条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（略）</p>	<p>(スワップ取引の運用指図) 第23条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第24条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（略）</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第24条 ①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(外国為替予約の指図) 第29条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～③（略）</p>	<p>(外国為替予約の指図) 第29条 ①委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～③（同 左）</p>

追加型証券投資信託 豪州国債インデックスファンド・為替ヘッジなし（適格機関投資家向け）
約款

付表
第22条
第23条
第24条
第29条

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
運用方法 (1)投資対象	運用方法 (1)投資対象

<p>(略)</p> <p>(2)投資態度 主として、オーストラリアの国債に投資し、ブルームバーグ豪州国債(7-10年)インデックスTTM(為替ヘッジなし、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、ブルームバーグ豪州国債(7-10年)インデックスTTM(為替ヘッジなし、円ベース)に採用されていない債券についても、国際機関債など信用力が相対的に高い債券に投資を行なう場合があります。また、ブルームバーグ豪州国債(7-10年)インデックスTTM(為替ヘッジなし、円ベース)に採用されている債券の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券に投資する場合があります。</p> <p><u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、債券先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</u></p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>運 用 制 限 (1)～(3) (略)</p> <p>(4)デリバティブ取引の指図は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、約款第22条、第23条および第24条の範囲で行ないます。</u></p> <p>(5)外国為替の売買の予約取引の指図は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、約款第29条の範囲で行ないます。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(先物取引等の運用指図) 第22条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)</u>および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)</p>	<p>(同 左)</p> <p>(2)投資態度 主として、オーストラリアの国債に投資し、ブルームバーグ豪州国債(7-10年)インデックスTTM(為替ヘッジなし、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、ブルームバーグ豪州国債(7-10年)インデックスTTM(為替ヘッジなし、円ベース)に採用されていない債券についても、国際機関債など信用力が相対的に高い債券に投資を行なう場合があります。また、ブルームバーグ豪州国債(7-10年)インデックスTTM(為替ヘッジなし、円ベース)に採用されている債券の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券に投資する場合があります。</p> <p><u>運用の効率化をはかるため、債券先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</u></p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>運 用 制 限 (1)～(3) (同 左)</p> <p>(4)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第29条の範囲で行ないます。</p> <p>(5) (同 左)</p> <p>(先物取引等の運用指図) 第22条 ①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)</p>
---	---

<p>②委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>③委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p>	<p>②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>(スワップ取引の運用指図) 第23条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（略）</p>	<p>(スワップ取引の運用指図) 第23条</p> <p>①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第24条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（略）</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第24条</p> <p>①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>(外国為替予約の指図) 第29条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～③（略）</p>	<p>(外国為替予約の指図) 第29条</p> <p>①委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～③（同 左）</p>

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>運用方法</p> <p>(1)投資対象 (略)</p> <p>(2)投資態度 主として、フランスの国債に投資し、ブルームバーグ・フランス国債(7-10年)インデックスTTM(為替ヘッジなし、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、ブルームバーグ・フランス国債(7-10年)インデックスTTM(為替ヘッジなし、円ベース)に採用されていない債券についても、国際機関債など信用力が相対的に高い債券に投資を行なう場合があります。また、ブルームバーグ・フランス国債(7-10年)インデックスTTM(為替ヘッジなし、円ベース)に採用されている債券の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券に投資する場合があります。</p> <p><u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、債券先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</u></p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>運用制限</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)デリバティブ取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、約款第22条、第23条および第24条の範囲で行ないます。</u></p> <p><u>(5)外国為替の売買の予約取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、約款第29条の範囲で行ないます。</u></p>	<p>運用方法</p> <p>(1)投資対象 (同 左)</p> <p>(2)投資態度 主として、フランスの国債に投資し、ブルームバーグ・フランス国債(7-10年)インデックスTTM(為替ヘッジなし、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、ブルームバーグ・フランス国債(7-10年)インデックスTTM(為替ヘッジなし、円ベース)に採用されていない債券についても、国際機関債など信用力が相対的に高い債券に投資を行なう場合があります。また、ブルームバーグ・フランス国債(7-10年)インデックスTTM(為替ヘッジなし、円ベース)に採用されている債券の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券に投資する場合があります。</p> <p><u>運用の効率化をはかるため、債券先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</u></p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>運用制限</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p>(4)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第29条の範囲で行ないます。</p>

(6) (略)	(5) (同 左)
<p>(先物取引等の運用指図) 第22条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）</u>ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうこと</u>の指図をすることができます。</p> <p>③委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうこと</u>の指図をすることができます。</p>	<p>(先物取引等の運用指図) 第22条</p> <p>①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>(スワップ取引の運用指図) 第23条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u>を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④ (略)</p>	<p>(スワップ取引の運用指図) 第23条</p> <p>①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u>を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④ (同 左)</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第24条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうこと</u>の指図をすることができます。</p> <p>②～④ (略)</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第24条</p> <p>①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうこと</u>の指図をすることができます。</p> <p>②～④ (同 左)</p>
<p>(外国為替予約の指図) 第29条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損</u></p>	<p>(外国為替予約の指図) 第29条</p> <p>①委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため、</u></p>

<p>益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</p> <p>②～③ (同 左)</p>
--	--

追加型証券投資信託 フランス国債インデックスファンド・為替ヘッジあり
(適格機関投資家向け) 約款

付表
第22条
第23条
第24条
第29条

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>運 用 方 法</p> <p>(1)投資対象 (略)</p> <p>(2)投資態度</p> <p>主として、フランスの国債に投資し、ブルームバーグ・フランス国債(7-10年)インデックスTTM(為替ヘッジあり、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、ブルームバーグ・フランス国債(7-10年)インデックスTTM(為替ヘッジあり、円ベース)に採用されていない債券についても、国際機関債など信用力が相対的に高い債券に投資を行なう場合があります。また、ブルームバーグ・フランス国債(7-10年)インデックスTTM(為替ヘッジあり、円ベース)に採用されている債券の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券に投資する場合もあります。</p> <p><u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、債券先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。</u>このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として対円での為替ヘッジを行ないます。</p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>運 用 制 限</p>	<p>運 用 方 法</p> <p>(1)投資対象 (同 左)</p> <p>(2)投資態度</p> <p>主として、フランスの国債に投資し、ブルームバーグ・フランス国債(7-10年)インデックスTTM(為替ヘッジあり、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、ブルームバーグ・フランス国債(7-10年)インデックスTTM(為替ヘッジあり、円ベース)に採用されていない債券についても、国際機関債など信用力が相対的に高い債券に投資を行なう場合があります。また、ブルームバーグ・フランス国債(7-10年)インデックスTTM(為替ヘッジあり、円ベース)に採用されている債券の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券に投資する場合もあります。</p> <p><u>運用の効率化をはかるため、債券先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。</u>このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として対円での為替ヘッジを行ないます。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>運 用 制 限</p>

<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>デリバティブ取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、約款第22条、第23条および第24条の範囲で行ないます。</u></p> <p>(5) <u>外国為替の売買の予約取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、約款第29条の範囲で行ないます。</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>(1)～(3) (同 左)</p> <p>(4) 外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第29条の範囲で行ないます。</p> <p>(5) (同 左)</p>
<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第22条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）</u>ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうこと</u>の指図をすることができます。</p> <p>③委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうこと</u>の指図をすることができます。</p>	<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第22条</p> <p>①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第23条</p> <p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u>を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④ (略)</p>	<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第23条</p> <p>①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u>を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②～④ (同 左)</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第24条</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第24条</p>

<p>①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（略）</p>	<p>①委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④（同 左）</p>
<p>（外国為替予約の指図） 第29条 ①委託者は、<u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～③（略）</p>	<p>（外国為替予約の指図） 第29条 ①委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～③（同 左）</p>